

R. A. ニスベットの多元社会論

——『共同体の希求*』をめぐる——

大 西 康 雄

はじめに

本稿は、直接的には、R. A. ニスベット『共同体の希求』の内容の検討を目指しているが、究極的には、そのような検討により現代の西側経済社会（多元社会 pluralitische Gesellschaft, pluralistic society）の自由・秩序の体制論的問題の解決の手懸りを得ることを目指すものである。

さて、『共同体の希求』は、「ニスベットの処女作にして出世作¹⁾」であり「ニスベット社会学の出発点に位置して²⁾」いるだけでなく、「今日に至

* Nisbet, Robert Alexander: *The Quest for Community: A Study in the Ethics of Order and Freedom*, New York, 1953 (安江孝司・樋口祐子・小林修一共訳『共同体の探求——自由と秩序の行方——』梓出版社、1986年)。この書物の原題と初版刊行年は上記のとおりであるが、1962年には、初版本と同じくオックスフォード大学出版部より、『共同体と権力 (*Community and Power*)』と改題されてペーパーバックが出された。このペーパーバックはその後、その間の事情は明らかではないが、1969年には原題にもどされている (Nisbet, R.A.: *The Quest for Community*, New York 1973, p. iv, 参照)。筆者が用いたのは、たった今掲げた1973年に再版されたペーパーバックであるが、そこでは原題には含まれていた副題(「秩序・自由の倫理学の一研究」)が削除されている。なお、ニスベットからの引用は、上記の邦訳を参考にしつつも、飽くまでも筆者の責任において、いちいち原文を参照して訳出した。

1) 安江孝司「訳者あとがきにかえて」安江・樋口・小林、前掲訳書(以下、単に「邦訳」と言う)、278ページ。

2) 同上、281ページ。

るかれの社会学的視座を決定的に開陳した³⁾」ものである⁴⁾。

ところで、本稿においてニスベットの議論を多元社会論として位置付けたことについて説明しておこう。

そもそも、一口に「多元社会論」とは言っても、様々な論者が種々の議論を展開している⁵⁾。本稿で言う多元社会論とは、「社会の構成要素や秩序原理が多数存在すること……を求める社会論⁶⁾」であり、言い換えると、「国家・諸個人間の媒介的 (intermediär) 諸社会構成体 (Sozialgebilde) の正当性・必然性を強調する⁷⁾」議論である。

ニスベットの議論がこのような性質のものであると筆者は考えた。差し当たり、二つの理由を挙げることができる。第一に、ニスベットの議論の基本の構図が、国家を中心とする一元論的な (monistic, unitary) 社会構成に対する多元論的な (pluralist) 社会構成の主張であると見ることができからである。第二に、彼が提唱する新しいレッセ・フェール (new laissez faire) を説明する際に、彼が多元社会論者 J. N. フィッグスの次のような議論を援用しているからである。「私たちが実際にこの世の中に見るものは、一方での国家、他方での相互に無関係な諸個人の一团ではなく、集合した諸連合 (gathered unions) の巨大な複合体である。これの内にお

3) 同上。

4) この点は、『共同体の希求』の「1970年版への序文」に見られる次のような彼の言葉によっても裏付けられる。すなわち、「このたびの出版のためには本書の原文中、少しの変更もなされなかった。私は、もし万一今日私が本書を書きつつあるならば私がなしたであろうところの諸変更がないことを示唆するつもりはない。……とにかく諸変更は、たとえなされていたとしても、中心的な主題もしくは結論の諸変更ではないであろう。」(Nisbet: *Quest for Community*, p. vii; 邦訳 iii ページ)

5) 例えば、野尻武敏教授の論文「多元社会と多元主義論争」『国民経済雑誌』第145巻第2号、昭和57年2月、を参照されたい。

6) 拙稿「多元社会の不安定性——G. ブリーフスの所説を基礎にして——」『尾道短期大学研究紀要』第35集第1号、1986年、2ページ。

7) Briefs, G.: Staat und Wirtschaft im Zeitalter der Interessenverbände. in: ders. (hrsg.): *Laissez-faire-Pluralismus. Demokratie und Wirtschaft des gegenwärtigen Zeitalters*, Berlin 1966, S. 12.

いてのみ私たちは、諸個人・諸家族・諸クラブ・諸労組・諸単科大学・諸専門職、などを見出す⁸⁾。」

I 共同体の希求

ニスベットの書物の表題である *quest for community* とは何であろうか？ 彼によれば、*quest for community* は、「20世紀の支配的社会的傾向 (*the dominant social tendency of the twentieth century*)⁹⁾」である。ここで彼は何を問題にしているのか？ ニスベットの問題意識を明らかにするためには、*quest for community* の意味を明らかにしなければならない。が、そのためにはまず、*community* の意味を明らかにしなければならない。彼は *community* という言葉をいかなる意味で用いているのか？

(i) 共同体¹⁰⁾の概念

ニスベットは *community* そのものを明らかにするために特別の章や節を設けてはいない。が、いくつかの箇所で *community* の本質を説明している。

彼によれば、「共同体 (*community*) とは、諸問題に共に働きかける人々、内部の諸目的の自律的・集合的達成、そして、おおむね内部の人々に

8) Figgis, J.N.: *Churches in the Modern State*, London 1913, p. 70. cited by Nisbet: *op. cit.*, p. 278 (邦訳、272ページ)。なお、筆者はかつて、フィッグスの議論について一文を書いたことがある (拙稿「J.N. フィッグスの多元社会論」『尾道短期大学研究紀要』第27集、1978年)。

9) Nisbet: *op. cit.*, p. 45 (邦訳、50ページ)。

10) ここで「共同体」と書いたのは、ニスベットの言う *community* の訳語としてである。が、これには問題がない訳ではない。第一に、同じくニスベットの言う *community* の訳語として、「共同態」が用いられることがある (松本通晴「訳者付論Ⅱ マッキーヴァーのコミュニティ概念の展開」R.M. マッキーヴァー著、中久郎・松本通晴監訳『コミュニティ——社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論』ミネルヴァ書房、1975年、496ページ、参照)。それでも、日本語として「共同体」も「共同態」も同じ意味であるならまだしも我慢ができる。しかし、第二に、日本語として「共同体」と「共同態」とが相異なる意味で用いられることがある (野尻武敏『日本経済論』晃洋書房、1975年、96ページ参照)。

より定められた権威の諸条項下で生活するという経験、の所産である¹¹⁾。つまり、彼は、共同体の構成要素として、成員に「共通の諸問題 (problems)・諸機能 (functions)・権威 (authority)¹²⁾」を挙げている。これらのうち、彼が特に重視しているのは、成員に共通の機能・権威である。この点は、彼が成員に共通の機能・権威を「共同体の二つの要件 (prime requirements)¹³⁾」、「二つの支柱 (supports¹⁴⁾」、「共同体の基礎 (basis)¹⁵⁾」などと呼んでいることから明らかである。ともあれ、そのように共同体の彼の概念規定はゆるやかなものである¹⁶⁾。

さて、共同体のゆるやかな概念規定に対応するのが、共同体の彼の用語法である。共同体の彼の用語法でとりわけ目立つのは、共同体という言葉が、結社 (association)、社会集団 (social group) もしくは単に集団 (group) などの言葉としばしば厳密に区別せずに用いられている点である。つまり、ある箇所では「共同体」が「結社」と同じ意味で用いられる¹⁷⁾が、他方、別の箇所では「共同体」が「結社」と並列して用いられる¹⁸⁾。そして同様の事が、「社会集団」もしくは「集団」についてもいいうる¹⁹⁾。

11) Nisbet: *op. cit.*, p. xvi (邦訳、xiii ページ)。

12) *Ibid.*

13) *Ibid.*, p. xiii (邦訳、x ページ)。

14) *Ibid.*, p. xii (邦訳、x ページ)。

15) *Ibid.*, p. xvii (邦訳、xiv ページ)。

16) 彼が共同体を社会紐帯 (social bond) (*ibid.*, p. xi)、社会制度 (social system) (*ibid.*, p. 88) などと呼ぶのも、概念規定のこのようなゆるやかさに由来するのかもしれない。

17) Cf. *ibid.*, p. xvi, 228, 269, 283 (邦訳、xiii-xiv、227、264、276ページ), also 240 (邦訳、238ページ)。

18) Cf. *ibid.*, p. viii, 96, 185, 240, 254, 255, 267, 274, 278 (邦訳、iv、104、186、238、250、252、263、268、272ページ), also 77, 280 (邦訳、87、274ページ)。

19) Cf. *ibid.*, p. 50, 52, 72, 80, 85 (邦訳、55、58、79、90、94ページ), also 48, 112 (邦訳、53、120ページ); p. viii, xviii, 97, 267, 276 (邦訳、iv、xvi、105、262、270ページ)。また、ニスベットは、時に「共同体」などの代わりに「制度 (institution)」(cf. *ibid.*, p. 47, 87, 260, 276 (邦訳、52、96、97、256、270ページ), also 45 (邦訳、50ページ).)、 「関係 (relation)」(cf. *ibid.*, p. 49, 50, 54, 256 (邦訳、54、55、59、253ページ).) などを置き換えて用いている。

ところで、彼の用語法上、「共同体」、「結社」、「社会集団」には厳密な区別がみられないと述べたが、彼の議論上、これらには共通の位置が与えられている。すなわち、これらは、個人と国家との中間に置かれ、個人・国家のいずれとも区別されている²⁰⁾。

このようなものとしての共同体を、彼は機能の点から道徳的共同体 (moral community)、社会的共同体 (social community)、政治的共同体 (political community) など²¹⁾に分けているが、彼の議論上、より重要な区別は、伝統的ないしは中世的共同体 (traditional community, traditional types of community, medieval forms of community²⁴⁾) と新しい共同体 (new community, new types of community²⁶⁾, new forms of community²⁷⁾) との区別である²⁸⁾。

以上のように、ニスベットの言う community は個人と国家との中間にある人々の結合 (言わば中間団体) であると、その意味を明らかにしてきたが、次いで、彼の言う quest for community の意味を明らかにしなければならない。

(ii) 共同体の希求

ニスベットの言う quest for community の意味の説明に先立って注意しておかなければならないのは、彼が quest for community と同義ない

20) この点は、例えば、既述のようにニスベットが引証した J.N. フィッグスの議論において明らかである (cf. also *ibid.*, p. 113 (邦訳、121ページ))。

21) Cf. *ibid.*, p. vii (邦訳、iii ページ)。

22) *Ibid.*, p. 96, 227.

23) *Ibid.*, p. viii.

24) *Ibid.*

25) *Ibid.*, p. 167.

26) *Ibid.*, p. viii.

27) *Ibid.*

28) 伝統的ないし中世的共同体として、ニスベットは教会もしくは宗教、家族、村落、地方などを考えている (cf. *Ibid.*, p. viii, 33, 50, 185, 242, 244 (邦訳、iv, 37, 55, 186, 240, 242ページ))。

しは類義の表現として、*search for community*²⁹⁾、*longing for community*³⁰⁾、*craving for community*³¹⁾、*aspiration toward community*³²⁾、*nostalgia for community*³³⁾、*veneration for community*³⁴⁾、*preoccupation with community*³⁵⁾、*regard for community*³⁶⁾、*interest in community*³⁷⁾、*concern for community*³⁸⁾、などの表現をも用いている点である³⁹⁾。これらの表現から推測されるのは、第一に、*quest for community* には強弱の相違があること、第二に、にもかかわらず、*quest for community* は、*community* に、どちらかと言えば肯定的に向かう心の働きであること、である。それでは、*quest for community* に代表されるこれらの表現（共同体の希求）の意味を明らかにしていこう。

ニスベットによれば、「大きく言えば、共同体の希求は、時代を超越した普遍的なものである⁴⁰⁾。」が、「共同体の希求の形・強度は時代から時代へと変化する⁴¹⁾。」で、現代は、「共同体の希求が意識され、かつやかましく叫ばれさえもする⁴²⁾」時代である。

ニスベットによれば、現代の共同体の希求は19世紀初期（*early nineteenth-century*⁴³⁾）以来の知的保守主義（*intellectual conservatism*⁴⁴⁾）に由

29) *Ibid.*, p. vii.

30) *Ibid.*, p. 246.

31) *Ibid.*, p. 33.

32) *Ibid.*, p. 26, 29.

33) *Ibid.*, p. 31.

34) *Ibid.*, p. 25.

35) *Ibid.*, p. xxi, 27, 47.

36) *Ibid.*, p. 25.

37) *Ibid.*, p. 23, 29, 32.

38) *Ibid.*, p. 28, 30.

39) その他、名詞と動詞の違いはあるが、*look for community* (*ibid.*, p. 31) という表現も用いられている。

40) *Ibid.*, p. 47 (邦訳、52ページ)。

41) *Ibid.*

42) *Ibid.*

43) *Ibid.*, p. 25.

44) *Ibid.*, p. 23.

来する⁴⁵⁾。つまり、自足的 (self-sufficing) かつ自律的な (autonomous) 諸個人 (individuals) から社会が構成されるとする人間観・社会観に立つ⁴⁶⁾合理主義的個人主義 (rationalistic individualism⁴⁷⁾) ないしは個人主義的合理主義 (individualistic rationalism⁴⁸⁾) に対する反抗 (revolt) に由来する。

ニスベットによれば、このような共同体の希求は、文学・神学・諸社会科学などの諸領域にみられる。例えば、文学の領域においては、解放 (release)・反抗 (revolt)・逃避 (escape) よりも共同体・地位 (status)・所属 (belonging) の方が、より魅力的な主題になっている⁴⁹⁾。また、神学の領域においては、「プロテスタントの中にさえも、「人間と人間との間の外的共同的 (communal) 諸紐帯⁵⁰⁾」の宗教的意義を承認する者が現われ、かつて「個人的信仰の命令 (the imperative of individual faith)⁵¹⁾」が有したのと同様の力を今日では「共同体の命令 (the imperative of community)⁵²⁾」が有している。更に、諸社会科学の領域においては、多くの著作で基本概念 (key concept) が個人 (individual) から社会集団 (social group) へと交替し、また同じく基本問題 (key problem) が社会変化 (social change) から社会秩序 (social order) へと交替した⁵³⁾。

このように共同体の希求は知的領域において広範にみられるのではあるが、だからと言って個人主義 (individualism) が死滅した訳ではない⁵⁴⁾。しかし、「現代の主要な知的事実⁵⁵⁾」は共同体の希求である。

45) Cf. *Ibid.*, pp. 23-24 (邦訳、26ページ)。

46) Cf. *Ibid.*, p. 4, 225 (邦訳、5-6、225ページ)。

47) *Ibid.*, p. 29.

48) *Ibid.*, p. 25.

49) Cf. *Ibid.*, p. 26 (邦訳、30ページ)。

50) *Ibid.*, p. 28 (邦訳、31ページ)。

51) *Ibid.*

52) *Ibid.*

53) Cf. *ibid.*, (邦訳、32ページ)。

54) Cf. *ibid.*, p. 29 (邦訳、33ページ)。

55) *Ibid.*, p. 30 (邦訳、33ページ)。

しかも、共同体の希求は、特定の知識階層の間に限定されたものではなく、一般大衆の間にも広くみられる⁵⁶⁾。つまり、共同体への郷愁 (nostalgia) が「ほとんど中心的な気分⁵⁷⁾」になっており、「自由からの逃走 (escape from the freedom) を諸個人がますます求めている⁵⁸⁾。」

以上のような意味で、ニスベットは、共同体の希求を、既述のように、「20世紀の支配的社会的傾向」であると言うのである。

II 共同体希求⁵⁹⁾の背景

それでは、ニスベットは、このような共同体希求の要因を何に求め、また、共同体希求のどこが問題であると考え、更に、共同体希求にいかに対処しようとするのであろうか？ 以下では、これらの点を明らかにしていこう。

(i) 共同体希求と疎外

ニスベットは、現代社会の支配的傾向として、共同体希求と並んで疎外 (alienation⁶⁰⁾) や精神的不安定 (spiritual insecurity⁶¹⁾) を挙げる。のみならず彼は、これらの疎外や精神的不安定が共同体希求の背景であると考え

56) Cf. *ibid.*, p. 30, 33, 47, 230 (邦訳、33、37、52、229ページ)。

57) *Ibid.*, p. 31 (邦訳、34ページ)。

58) *Ibid.* (邦訳、35ページ)。

59) 以下では共同体の希求を、つづめて共同体希求、と言うことにする。

60) Cf. Nisbet: *op. cit.*, p. 23, 73 (邦訳、26、80ページ)。ニスベットによれば、疎外とは、「社会秩序とは何かと言えば、それは縁遠い (remote)、理解できない (incomprehensible)、もしくは不正な (fraudulent) もので、しかも心からの希望もしくは願望の及ばないもので、アバシー、退屈 (boredom)、もしくは敵意さえも招くものだ、と悟りうる精神状態」(*ibid.*, p. ix (邦訳、v ページ)。また、松本通晴、前掲論文、498ページ、参照) である。

61) Cf. Nisbet: *op. cit.*, p. 45, 230 (邦訳、50、229ページ)。ニスベットがしばしば共同体希求と並んで道徳的確実性 (moral certainty) の希求を取り上げるのは、この精神的不安定に対応するものと解しうる (cf. *ibid.*, p. viii, xxii, 26, 31, 45, 221 (邦訳、iv、ii、29、35、50、221ページ))。

ている⁶²⁾。つまり、人々が共同体を希求するのは、共同体が、疎外感や不安感に苦しむ人々にとっての「道徳的避難所 (moral refuge)⁶³⁾」となること⁶⁴⁾が期待されるからだというのである⁶⁵⁾。そして、人々が共同体に疎外感や不安感からの避難所を求めるのは、私見によれば、共同体こそが個人の価値観を支えるもの (supports) だからである⁶⁶⁾。では、共同体希求の背景となっている疎外や精神的不安定をもたらした要因は何であろうか。

(ii) 共同体希求の要因

ニスベットによれば、疎外や精神的不安定をもたらし、ひいては共同体希求をもたらしたものは、直接的には共同体にみられる経済的・道徳的・政治的・宗教的な諸転位 (dislocations⁶⁷⁾) である⁶⁸⁾。ここで言う転位とは、私見によれば、共同体が、その既述の二つの支柱、つまり共同体の成員に共通の機能・権威、を喪失することであり、ニスベットが共同体の喪失 (loss) と呼んでいるものである⁶⁹⁾。

このような諸転位、言い換えると共同体 (の機能・権威) の喪失、をもたらしたものの、言わば共同体希求の究極的原因は、ニスベットによれば、第一に、人々の生活への国家の行政活動の浸透 (penetrations⁷⁰⁾)——福祉

62) Cf. *ibid.*, p. xxi, 23 (邦訳, i, 26ページ).

63) *Ibid.*, p. 33 (邦訳, 37ページ).

64) Cf. *ibid.*, p. 33, 49 (邦訳, 37, 54, 54-55ページ).

65) *Ibid.*, p. 25 (邦訳, 28ページ). これは保守主義者の言い回しである。

66) Cf. *ibid.*, p. 49, 50, 219, 230 (邦訳, 54, 55, 219, 229ページ), also xi, xii (邦訳, viii, ix ページ).

67) Cf. *ibid.*, p. xxi, 49 (邦訳, i, 54ページ).

68) Cf. *ibid.*, p. xxi, xxii, 47, 49, 50, 77, 98 (邦訳, i, i-ii, 52, 54, 55, 86-87, 107ページ).

69) Cf. *ibid.*, pp. xvi-xvii, 33 (邦訳, xiv, 37ページ). ニスベットによれば、共同体希求は、既述のように、「時代を超越した普遍的なもの」であり、また、共同体希求の要因の一つは「時代を超越した精神的諸熱望 (timeless spiritual cravings)」(*ibid.*, p. 45 (邦訳, 50ページ)) である。しかし、ここでニスベットが問題にしているのは、共同体希求をして、とりわけ現代の問題たらしめた要因である (cf. *ibid.*, pp. 45-47 (邦訳, 50-52ページ)).

70) *Ibid.*, p. xxii (邦訳, i ページ).

国家化⁷¹⁾——であり、また、第二に、これを正当化し、促進してきた国家論である⁷²⁾。

つまり、産業主義 (industrialism) の進展と民主主義の大衆化との下での⁷³⁾国家への機能・権力 (power) の集中 (concentration⁷⁴⁾)、従って共同体からの機能の吸収 (absorption⁷⁵⁾)、が共同体の機能・権威を喪失せしめてきたのである⁷⁶⁾。また、このような動向を推進した国家論は、ニスペットによれば、とりわけボダン (Bodin)、ホッブズ (Hobbes)、ルソー (Rousseau) の主権論⁷⁷⁾やベンサム (Bentham) やマルクス (Marx) の国家論である⁷⁸⁾。

III 共同体の復興⁷⁹⁾

(i) 自由の問題

以上のような共同体希求のどこに問題があるというのであろうか？

この点を明らかにする手がかりを、次のようなニスペットの言い回しに見ることができる。すなわち、「——道徳的・社会的・政治的といったどのような形態であれ——共同体、の広範な希求と、現代民主主義諸国で非常に巨大化した政治権力機構との不吉な (fateful) 結合⁸⁰⁾」、「近代思想・

71) Cf. *ibid.*, p. 45, 49 (邦訳、50、54ページ)。

72) Cf. *ibid.*, pp. xiv-xv, xxi-xxii, 77 (邦訳、xi-xii、i、87ページ)。

73) Cf. *ibid.*, p. xvii (邦訳、xiv ページ), also 50, 73 (邦訳、55、80ページ)。

74) *Ibid.*, p. xxii (邦訳、i ページ)。

75) *Ibid.*, p. xiv ページ)。

76) Cf. *ibid.*, pp. xvi-xvii, 77, 98, 221, 256 (邦訳、xiv、87、107、221、253ページ), also 47 (邦訳、52ページ)。

77) Cf. *ibid.*, p. 121 (邦訳、129ページ)。

78) Cf. *ibid.*, pp. 175-176 (邦訳、178ページ)。

79) このような題をつけたのは、ニスペットの次のような言い回しによっている。すなわち、revival of community (*ibid.*, p. viii)、community to be gained (*ibid.*, p. xxi)、community regained (*ibid.*, p. 27)。

80) *Ibid.*, p. vii (邦訳、iii ページ)。

大衆行動により示された、共同体への不吉な (ominous) 没頭 (preoccupation)⁸¹⁾。「西欧世界の多分最も脅威的な (menacing) 事実として今存在するところの共同体への熱望 (longing)⁸²⁾」。

私見によれば、これらの言い回しによってニスベットが問題にしているのは、自由の問題である⁸³⁾。彼は、既述のように『共同体の希求』の副題を「秩序・自由の倫理学の一研究」としており、また同じく第三部 (Part Three) を「共同体と自由の問題」と題したのに対して第一部を「共同体と秩序の問題」と題してはいるが、彼が問題にしたのはどちらかと言えば自由の問題である。この点は、彼が主張する既述の「新しいレッセ・フェール」という言い回しからもうかがわれる。

では、共同体希求と自由の問題とは、どのように結びつくのであろうか？——二つの点を指摘することができる。

第一に、共同体希求を土壌にして国家権力が拡大する。これは、国家が自身を共同体化することによってである⁸⁴⁾。第二に、国家権力の拡大は、既述のように共同体の権威を消滅させる作用を有するが、この権威なくしては自由が存在しえないのである⁸⁵⁾。

(ii) 新しいレッセ・フェール

それでは、ニスベットは、このような自由の問題にいかに対処しようとするのであろうか？

彼が提唱するのは、既述の「新しいレッセ・フェール (new laissez faire)」である。が、彼は、この肝心の新しいレッセ・フェールを詳細には論じて

81) *Ibid.*, p. 47 (邦訳、52ページ)。

82) *Ibid.*, p. 246 (邦訳、243ページ)。

83) Cf. *ibid.*, p. xxii (邦訳、ii ページ)。

84) Cf. *ibid.*, p. viii (邦訳、iii-iv ページ)。

85) Cf. *ibid.*, p. xiii, xiv-xv (邦訳、x, xi-xii ページ)。「権威から離れては、偉大な無政府主義者たちでさえも強調してきたように、自由も個性も存在しえない。…自由は権威のすき間 (interstices) の中に見出される。それは諸権威間の競争によって育成される。」(*ibid.*, p. xiii (邦訳、x ページ))

いない。ただ本文の最終章の末尾と1970年版への序文とにおいて若干の言及があるだけである。で、彼は新しいレッセ・フェールを古いレッセ・フェール (old laissez faire) と対比させて論じている。

第一に、古いレッセ・フェールが自足的かつ自律的な諸個人から社会が構成されるという人間観・社会観に立つのに対して、新しいレッセ・フェールは、個人をして、中間団体の内に存し、かつ中間団体により分離し難くその諸特性 (qualities) を規定されているもの、と考へ、中間団体が根本的な (basic) 社会構成要素であると考え⁸⁶⁾。

第二に、古いレッセ・フェールが、そのような人間観・社会観に基づき、中間団体から個人を解放することにより個人の自由を実現しようとするのに対し、新しいレッセ・フェールは、むしろ、中間団体の自治 (autonomy) をとおして、中間団体の内に存する個人、の自由を確保しようとする⁸⁷⁾。

第三に、古いレッセ・フェールは社会問題の解決主体としてただ国家のみを残すこととなり、集権化を促進する作用を有するのに対し、新しいレッセ・フェールは中間団体を繁栄 (prosper) させることにより集権化を阻止する作用を有する⁸⁸⁾。

以上のニスベットの説明を筆者なりに体制論的に言い直すならば、古いレッセ・フェールは、個人を単位とする一元論的な社会観から出発して、現実には、社会問題の発生を媒介にして、やはり一元論的な国家絶対主義の社会⁸⁹⁾へと向かうのに対し、新しいレッセ・フェールは、様々な中間団

86) Cf. *ibid.*, p. xix, 278, 279 (邦訳, xvi-xvii, 272, 273ページ)。

87) Cf. *ibid.*, p. xix, 278 (邦訳, xvii, 273ページ)。

88) Cf. *ibid.*, p. viii, 278 (邦訳, iv-v, 272ページ)。「中間団体を繁栄させる」とは、具体的には、言わば「集団的自助」(足立正樹「西ドイツの社会保障」足立正樹・榎原朗共編著『各国の社会保障——歴史・現状・将来——』法律文化社、1983年、106ページ)を行うことであると解しうる。というのは、ニスベットも自助 (self-help) という言葉を用いているからである (cf. Nisbet: *op. cit.*, p. xvi (邦訳, xiv ページ))。

89) ニスベットは、「絶対的画一的 (monolithic) 政治的共同体」(*ibid.*, p. 209 (邦訳, 208ページ)) という言い方をしている。国家絶対主義 (State absolutism) と

体を基礎とする多元論的な社会構成を目指すということになる。

お わ り に

冒頭に述べたように、本稿は、ニスベットの『共同体の希求』を取り上げ、彼の議論を検討しようとするものである。しかし、十分にその目的を達したとは言い難く、次のような諸点に不満を残している。すなわち、第一に、力を入れたつもりではあったが、未だ **community** の本質論・形態論・訳語についての立ち入った議論の展開ができていない点、第二に、それ以上に疎外や精神的不安定についての詳細な議論の展開ができなかった点、第三に、共同体希求の背景である①産業主義・大衆民主主義、②これらの下に進化した福祉国家化と集権化、これらの動きを推進した国家論、について十分に立ち入ることができなかった点、第四に、何よりも『共同体の希求』以後にニスベットが著わした数多くの著作には全く触れていない点。

このように本稿は、ニスベットの議論を検討するには多くの点で準備不足であると言わざるを得ないが、しかし、本稿でのこれまでの叙述に基づき、ニスベットの議論の以下のような問題点を指摘することができる。

第一に、既述のように、ニスベットの **community** の用語法には厳密さが欠けている。ニスベットは R. M. マッキーバー (MacIver) の「結社 (**association**)・権威 (**authority**) の本質」に関する議論に依拠している事を表明している⁹⁰⁾が、それにしてはマッキーバーのような **association** と **community** との厳密な区別が彼の用語法にはみられない。もっとも、この点は、彼の議論上、たいして重要ではないのならば、そう問題にする必要もなかるう。しかし、必ずしもそうではないことを次の引用文が示している。すなわち、「近代的生活上の大きなフォーマルな諸アソシエーショ

いう言い方は、フィッグスのものである (cf. Figgis: *op. cit.*, p. 31)。また、ブリーフスは、社会絶対主義 (**Sozial-Absolutismus**) という言い方をしている (cf. Briefs: *op. cit.*, S. 11)。

90) Cf. *ibid.*, pp. xxii-xxiii (邦訳、ii ページ)。

ン——産業諸法人、政府諸機関、大規模な労働・慈善諸組織——の心理学的諸機能に関する限りでは、これらの多くが現代の共同体希求に適切に答えないことは明白である。そのような諸組織は、マックス・ヴェーバーが指摘したように、人格的諸忠節をめぐってではなしに、事務所もしくは機構に対する忠節をめぐって一般的に組織されている⁹¹⁾。」

第二の問題点は、第一の問題点に関わるものである。既述のように、ニスベットは伝統的ないし中世的共同体と新しい共同体とを区別しているが、彼が復興させようとする共同体は、もはや伝統的ないし中世的な形態の共同体ではない⁹²⁾。というのは、伝統的ないし中世的な形態の共同体は、産業主義や大衆民主主義の時代の客観的条件と調和しないからである⁹³⁾。しかし、彼の言う新しい共同体の概念は明確ではない。

第三に、ニスベットは決定論 (determinism⁹⁴⁾) を排する。具体的に言えば、彼は、集権化 (centralization) を不可避的なものとは考えていない⁹⁵⁾。しかし、集権化は福祉国家化にはある程度は不可避的に伴うものであり、他方、福祉国家化は、上述のように彼が新しい共同体の前提条件として承認している産業主義・大衆民主主義下において生じてきたものである。彼のこれらの議論には、何がしの矛盾を感じるのである。

第四に、既述のようにニスベットは、中間団体が国家権力の集中からの個人の自由の守護者となることを期待していた。が、他方、彼は、中間団体における集権化に伴う自由の問題にも目を向けている⁹⁶⁾。この点を、既述の第三の問題点と結び合わせて考えるなら、ニスベットの議論に必要なのは、個人の自由と調和するような個人・中間団体・国家の関係を明らかにする体制論であるということになる。確かに彼は、社会計画 (social

91) *Ibid.*, pp. 71-72 (邦訳、79ページ)。

92) *Cf. ibid.*, p. viii (邦訳、iv ページ)。

93) *Cf. ibid.*, p. 50 (邦訳、55ページ)。

94) *Ibid.*, p. xiii (邦訳、xvi ページ)。

95) *Cf. ibid.*, p. xvii, 263 (邦訳、xiv、259ページ)。

96) *Cf. ibid.*, p. xv, 276-277 (邦訳、xii、270-271ページ)。

planning⁹⁷⁾)の必要性を唱え、しかも、この社会計画は、「人生そのものではなく、人生の道具立て (setting) で満足する⁹⁸⁾」ものであると言う。しかし、それ以上の事は明らかではない。

第五に、この第四の問題点にも関わることであるが、彼が自身の提唱する体制を「新しいレッセ・フェール」と特徴付けるのは適切ではない。というのは、彼が目指すのは、自由と権威、自由と秩序、が両立する社会であるのに、レッセ・フェールという言い回しには何か無秩序なものや権威を否定するものの響きが伴うからである。新しいレッセ・フェールというよりも、レッセ・フェールの克服というべきではないか⁹⁹⁾。

以上のように、彼の議論には部分的に問題があるけれども、今や転換期を迎えた福祉国家の今後のあり方を考える上で、彼の議論を振り返ってみることは有意義である。

—1987. 5. 17.—

97) *Ibid.*, p. xviii (邦訳、xvi ページ)。

98) *Ibid.*, pp. xviii-xix (邦訳、xvi ページ)。

99) もっとも、この点は、レッセ・フェールの理解による。というのは、ニスベットの言うレッセ・フェールとは、自ずから調和に向かう事物の自然的秩序の存在を前提としたものではなく、人為的に創出 (create) された秩序を指すからである (cf. *ibid.*, p. 279 (邦訳、273ページ))。